

21/12/2 名古屋市会経済水道委員会（名古屋城関係分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： おはようございます。

ただいまから経済水道委員会を開会いたします。

本日は観光文化交流局関係の付議議案に対する質疑を行います。

この場合、当局より発言を求められておりますので、お許しをいたします。

松雄観光文化交流局。座って結構です。

松雄局長： 今回観光文化交流におきまして、ご審議をお願いいたします議案は補正予算といたしまして、第157号議案令和3年度、名古屋市一般会計補正予算第11号のうち、観光文化交流局分の1件、一般案件といたしまして、第171号議案から178号までの指定管理者の姿勢の変更についての8件の合わせて9件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： それでは、観光文化交流局関係の第157号議案関係分をはじめ9件をご一括議題に供し、ご質疑をお許しをいたします。

江上博之（共産・中川区）： 続いて名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の整備について、

お聞きしたいと思います、いいですか。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： はいどうぞ。

江上博之（共産・中川区）： まずこの繰り越しとなった理由について回答をお願いします。

名古屋城保存整備鈴木室長： こちらの展示収蔵施設でございますが、今年度当初予算としまして7450万円を計上しております、その内訳としましては、発掘調査費、それからその後の整備に関します設計費と工事費となっております。

今回はこの今年度予算の中から発掘調査に要する費用として、明許繰越をお願いしているものでございますが、その繰り越しの理由としましては、有識者会議での調整に不測の時間を要したということが理由でございます。

江上博之（共産・中川区）： 有識者会議の議論がどうして長引いたのかと、こういうことが問題だと思います。

はっきり言ってこれ元々が西の蔵の工事の毀損事故、これが発端だと思うんですね。

毀損事故があつていろいろ議論をしていくと、どうもこの整備の手法についてよかったのかと、結構有識者も反省をされとったような発言が、僕はお聞きしてるんですけども、そういうことも含めて、やはり改めて当初予算では考えていなかった。

以上にいろいろ議論がなされたんじゃないかと思いますがそういう要素があるんでしょうか、どうでしょうか。

鈴木室長： 委員おっしゃいますように、今回発掘調査を行います場所は令和2年度末に、遺構の毀損事故を発生させてしまいました箇所でございます。

その後ですね、事故発生後に事故原因を徹底的に検証いたしまして、様々な原因を考えてきたところでございます。その中にいろいろあったのですが、有識者会議の先生方に適切に意見をしっかりと聞いていなかったという反省も挙げられましたことから、今回有識者の先生方に、より幅広い形でしっかりと意見を聞いてまいりました。そのような中で、何かしら大きな問題が発生したというわけではございませんが、主に発掘する範囲、どのような場所にどのような範囲で発掘調査をするかということにつきまして、先生方から多様なご意見を頂戴いたしましたことから、そういったことで調整が遅れたということでございます。

江上博之（共産・中川区）： 結果として事としては、僕良くなったと思つてますけども、要は聞いてると、その専門家の声であるけれども、これ全体整備検討会議で議論になった。

実は西の蔵の問題が、部会ではどこの担当もなくてですね。

ある意味ではもう全体整備。全体整備っていうと聞こえがいいんだけど、聞こえがいいというと表現は悪いですけども、部会でそれぞれやる範囲が決まっていて、その狭間でこの西の蔵の事件が起きてしまつて残る狭間だからこれやっぱり全体整備でしょうとこういうことになってきたと思うんですね。

そういう点では、やはり名古屋城全体の整備をどうするかとそういう目がやっぱり少し衰えてて、どうも目の前の天守閣の問題だとか、あるいは二の丸庭園の問題だとか、区域の中の限られたところにしか目がいつてなかった、そういうことが問題の根底にあるんじゃないかと私は思っていますが、そこら辺の認識についてはいかがでしょうか。

鈴木室長： すいません。まず申し訳ございません。先ほどの答弁の中で私事故の発生をです、令和2年度末というふうに答弁申し上げましたが、令和元年度末の間違いでございました。お詫びして訂正させていただきます。

それからですね、今のご質問に対してでございますが、委員ご指摘のように、今回の遺構を毀損させた整備工事につきましては部会として守備範囲が、守備範囲ちょっと言葉が守備範囲、適切か申し訳ございませんが。部会のご審議いただく範囲の狭間といいますかどこにも属さないところで発生したということでございます、また親会議と我々申しております全体会議においても、必ずしも適切、十分だったとは言えない議論の状態であったというふうに認識しております、そのようなことが反省として挙げられております。

従いまして事故後6月までに策定いたしました再発防止対策の中には、いろいろな再発防止の策のいくつも挙げた中の一つといたしまして、こうしました有識者会議でのチェック機能を確実に発揮させるということを盛り込みさせていただきました、その後はそれを徹底してまいっております。

江上博之（共産・中川区）： 前回は別のところで言ったと思えますけれども、やっぱり名古屋城全体をどうしていくのかということ、やっぱりもっと位置づけた上で、何か部分的にこれはこれはということ、それが非常に問題になって、それが結局どっかで事件を起こすと、だから、例えば天守閣問題でもね、木造化のことばかりやってるもんだから、結局行き詰まってくるというふうに私は見てるんです。結局それで困るのはね、市民ですよ。

なんかいろいろ期待というか声もあるけれども、一方で問題もある。

それがなんかずるずるとなってくる。そういう点ではね、改めてこの件を機に、やられたとは言ってるけども、全体整備ね、全体どうするかってことよく見ていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

その上で今回4050万円ですか、繰り越しをして何をやろうとしているのか、これいかがでしょうか。

鈴木室長： はい、4050万円の繰り越しの内容でございますけど、まずそもそもこの発掘調査は先ほど申し上げましたようにその後に予定しております整備の前段となるものでございます。

どのようなものかと申しますと、ここにですね、江戸時代の後期に建てられておりました蔵、米蔵でございますが、この米蔵がですね、どのような場所にどのような大きさのものが建っていたかということをお客様に知っていただけるように、地面に蔵跡を表示することを計画しております。

今回繰り越しをお願いしております調査というのはいい加減な場所にそのような蔵跡を表示するわけにはいきませんので、その米蔵の位置ですとか規模をより正確に把握するために、江戸時代の米蔵がまだ残っていないかということ、また痕跡などが無いかということに関しまして、実際に慎重に地面を掘りまして調査をすところといった内容のものを繰り越しをさせていただくということでございます。

江上博之（共産・中川区）： そうすると、当初予算では7450万で調査および整備費となっていましたけれども、今回はその調査、それも大変充実することになってくるということになるのでしょうけれども、4050万ということでは言ってみればそういうところの遺構調査をきちっとやって、次の整備に繋がると、そういう整備の前段の調査ということで理解してはいいですか。

鈴木室長： 委員おっしゃる通りでございます。

江上博之（共産・中川区）： そうすると、7450万で4050万、差額が3400万、この3400万はどうなるのでしょうか。

鈴木室長： 整備の予算につきましては、こちらの今回明許繰越をお願い、繰越明許をお願いしております調査の後に、実施をさせていただきます。従いまして今年度内に執行することはできないということでございますので、お認めいただいた予算で大変申し訳ございませんが、一旦不用額とさせていただきます。来年度以降、再精査の上、改めて計上させていただきたいというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）： そうしますと、整備の方は3400万これは不要にすると、今後どうするかということについては、まだ調査をしてみないと最終的にどのぐらいの整備が必要かということがわからないと、従って金額も明確にできないと、こういうことになるのでしょうか。

鈴木室長： 委員おっしゃる通りと考えております。

江上博之（共産・中川区）： 今回、毀損事件があったことは大変重いことですし、僕は工事を急ぎすぎてるということから発生している問題だと思っておりますけれども、結果的にはやっぱりきちっと整備ができるということでいい方向に

なってきたと思います。したがってそのいい方向ですね、一層充実するように、そういう形でやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： 他にいいですか。それでは、うえぞの委員。

うえぞの晋介（民主・西区）： 議案が一通り質疑が今終わったかというふうに思いますので、委員長、名古屋城天守閣整備事業先行工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分のことについてですね、少し質疑をさせていただきたいと思いますが、渡辺委員長、取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： 本来でいきますとこの件につきましては、観文の局長が先般ですねお話をされましたときにですね言うのは本意かもしれませんが、今日は特別にですね、この機会に今、皆さんのご意見もですね、聞くべきではないかという委員長としての判断をいたしますので、どうぞ。この専決の取り扱いについては、総務環境委員会ということですね、やられるってことであります。抵触しない範囲内ですね、少々を質疑お許しいたします。

うえぞの晋介（民主・西区）： ありがとうございます。それでは数点だけ質疑をさせていただければと思います。まず名古屋城天守閣の整備事業を先行工事、木材の製材の請負契約の契約変更に係る専決処分について、議会への報告がされないままとなっていた件について、まずこういったことが発生してしまったのかなぜ、なかなか理解しがたいのですが、まずは事実関係についてですね、説明をいただきたいと思います。

大島総務課長： 専決処分も議会の報告がなかった件についての事実関係でございます。

平成30年7月4日に議決されました平成30年第97号議案の名古屋城天守閣整備事業先行工事請負契約につきまして令和2年3月26日および、令和3年3月31日に専決処分となる契約金額の減額変更をいたしました。

本来であれば、専決処分後、速やかに次の議会に報告すべきところ、その報告が行われないうままとなっております。

令和4年度に向けて、名古屋城に関する事業の検討を進める中で、過去に行われた契約変更について、議会への変更報告が行われていないことに気付き、今回、議会への報告漏れの事実が判明したものでございます。

観光文化交流局において、契約決算については、複数の担当職員の確認後、市長まで決済をしたところでございますが、今回の契約変更が専決処分の行為に該当するとの認識に至らなかったことから、報告がされないままとなってしまったことがございます。

事務がマニュアル化されていなかったという面、また変更契約に係る決裁に専決処分により契約金額を変更等という記載を入れることができなかったことなどを、専決処分の行為に該当すると気付けなかった一因であると考えております。

なお本件につきましては、この11月定例会におきまして、11月18日に報告案件として提出させていただいたところでございます。以上です。

うえぞの晋介（民主・西区）： はい、わかりました。

議会への報告を怠るということがですね、非常に重大な事案であるというふうに考えています。市としてもですね11月22日に職員9名に対して措置というものがされたというふう聞いております。

局長、部長級1名が文書訓戒、課長級以下7名が口頭厳重注意という内容だったと記憶をしておりますが、そもそも、文書訓戒や口頭厳重注意といったものはどういうものなんでしょうか。ちょっとよくわからないので、今回の措置の内容について教えてください。

大島総務課長： まず文書訓戒や口頭注意という措置についてでございますが、措置は懲戒処分と同様に、職員の不適切な行為に対して行うものです。

で懲戒処分は、あの地方公務員法を根拠とするものであるのに対し、措置は職員の自覚を促し、将来を戒めるための技術上の行為であるという違いがございます。

懲戒処分を行った場合、昇給の幅が圧縮されたり勤勉手当が減額されるなど、給与にも影響がございますが、

措置につきましては、給与への直接的な影響はございません。

ただし、懲戒処分と同様に、職員の履歴など基本的な情報を集約している人事記録一覧表に記載をされます。

また措置は重いものから順番に文書訓戒、口頭訓戒、文書厳重注意、口頭厳重注意、文書注意、口頭注意の6段階がございます。

事案ごとにそれぞれの原因、動態、対応、また結果、当該職員の職責、地域を社会に与える影響などを総合的に判断して決定いたします。

次に今回の措置の内容の理由でございますけれども、専決処分については本来、議会が議決すべき事項を議会の議決を経ることなく、地方公共団体の長が議会

に代わって決することができる処分であることから慎重かつ適切に行わなければならないことであり、この本件の契約変更が専決処分の行為に該当するとの認識に至らなかったこと、また議会の報告が遅延したことはあってはならない重大な事案であると考えております。

特に名古屋城木造天守閣復元は適宜議会への報告を行い、議会に諮りながら進め、あわせて市民の理解を得ながら、市民と共に事業を進めるとの付帯決議をいただき、そのもとで事業を進めてまいりました。

そのため、毎年毎年度、状況に合わせてその都度丁寧に契約変更を行ってきたものの専決処分の認識を欠き、議会報告を遅延したことで、議会との信頼関係を損なう事態となったことを認識されます。

このようなことを重く受け止めまして、今回、管理監督責任として局長、部長、級職員に対し措置の6段階の中で最も多い文書訓戒を、また課長級、係長級職員に対しては、口頭嚴重注意としたものでございます。

うえぞの晋介（民主・西区）： わかりました。

このようなことがですね、二度と起こってはいけないと思います。

再発防止策が市全体でも検討されているというふうに聞いておりますが、あの当事者であります観光文化交流局においてはですね、どのような再発防止策をとられるんでしょうか教えてください。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： 大きい声で言ってください。

大島総務課長： 今後同様のことが起こらないように局内の議会の議決を経た工事また製造の請負契約については、リスト化して管理するとともに、マニュアルとチェックリストを整備し、継続的にチェックできる仕組みといたしました。

また、11月8日に局内の局長以下幹部職員による行政管理委員会を実施いたしまして、再発防止を含め、今回の事案を報告いたしました。

その上で今回の事案を受け、契約金額の変更に関する専決処分が昭和63年に工事請負契約の円滑化の観点から、当局から議会に依頼し、定められたという経緯や趣旨について、局内の幹部職員の理解を深めるとともに、局内各課の庶務担当係長に対する緊急の研修を11月19日に実施いたしました。

改めて今回の専決処分の報告の事案また再発防止について局内で共有したところでございます。

今後は地方自治法や本市の議会の権限に属する事項集、市長の専決処分事項等、関係法令や規定の趣旨を重く受け止め、前出の方に、マニュアルやチェックリストの周知を徹底し、再発防止を図ってまいります。

うえぞの晋介（民主・西区）： はい、わかりました。これ最後にします。平成29年2月定例会でまさにこの委員会です、自民党、当時の民進党、公明党と3階派所属委員共同により提出されました付帯決議、一文だけちょっと読ませていただきます。

名古屋城の関係です。

総事業費505億円については、工期設定の適切な見直しを行うなど、大幅な圧縮に努めるとともに、文化庁や優先交渉者優先交渉権者との協議調整状況並びに仕様や工程および契約内容等について適宜、議会への報告を行い、議会に諮りながら進めて、あわせて市民の理解を得ながら、市民とともにこの事業を進めること

という重い決議をさせていただいています。

今回のこの事案はですね、議会への報告漏れについて、議会軽視ともとれる非常に重い事態であると捉えております。今後、再発防止策を徹底して行っていただき、しっかり進めていただきたいと思っております。以上で終わります。

江上博之（共産・中川区）： 専決処分の話が出ましたので、私も一言、質問したいんですけども。

今回今出たいろいろ説明がありましたけれども、やっぱりもう一つ突っ込んでみるとですね、この契約そのものが、例えば中身が木材の製材の請負契約ですよ。

その木材の製材の請負契約で、この委員会で問題になったのが、保管料の問題、保管庫ができないということがいろいろ問題があって、保管利用料をどうするんだと、一方で保管が変わることによって、この人工的な乾燥ということから自然乾燥もできると、そういうようなやりくりといいますか、この契約の中でやりくり、そういうことがなされる、それが毎年毎年なされる。

それがやっぱり先ほどの付帯決議の問題もあるんでしょうけれども、きちっと毎年報告をしなくちゃいけないと。

こういうことになってたと思います。それは予算上はやられてたようだけれども、やっぱり報告ということがなされなかった。じゃ、なぜ報告がなされなかったのか。

単に関係者がね、関係者が認識がなかったってのは大問題。それはもう前提の上ですよ。

その上でやっぱり契約の中身のやり方なんかもね、いろいろ変わってきてるということについて、そこら辺の認識、具体的に言いますとね、今、財政局が一般的なその請負契約については入札やってるじゃないですか。

これは今回この場合技術提案交渉方式によるものだから、その契約の中身が変わってきてる。その経験は皆さんから言うとなかなかないそういうことのやっぱり全体的な問題、そこら辺もあったんじゃないかと思いますが、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： ちょっと待ってください。

だんだんこの専決処分の問題でやりますと、議題からですね、本日の委員会の中身から外れてまいりますので、この江上さんに対する考え方に対するですね、答弁をしていただいて、これで打ち切りますんで、よろしくご協力お願い申し上げます。総務課長。

総務課長： すいません。委員ご指摘の通りだと思います。通常であれば財政局で行う契約のところをですねあの技術提案方式ということで、現局の方で契約させていただいております。もちろん契約に当たりましては、財政局にも相談をしておりますが、その後の変更の部分についてまでちょっと目が届かなかったということで、私どもの経験不足も実際あったかと思っております。今回のことを反省いたしまして、その契約後の対応につきましても財政局とご相談の上しっかりそんなことないように努めてまいりたいと考えております。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： 私の方から申し上げておきたい、委員長として申し上げておきたいと思っておりますが、大変重要な案件でございますんで今答弁がございまして、理解をいたしますが、今後このようなことのないように、きちっとしたですね姿勢で臨んでいただきますよう、私からもお願いをいたしておきたいと思っております。

それではこの件につきまして終わりました、本議会にですね、提案されております議案につきましては、他にないようであります。本日の予定は以上であります。浅井委員。

浅井正仁（自民・中川区）： 本日の質疑の状況から、観光文化交流局関係の付議議案に対する質疑は本日で終了してはどうかと思っておりますので、正副委員長において、お取り計らいをいただければ、いただきたいと存じます。

委員長 渡辺義郎（自民・北区）： ただいま浅井委員より本日の質疑の状況を踏まえ観光文化交流局関係の質疑を本日終了してはどうかとご意見ございましたが、委員の皆様で何かご意見等はございますでしょうか。

ありませんですね。

はい、それでは正副委員長で協議いたしますので、1分程度ですね、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。

先ほどの浅井委員のご意見につきましては正副委員長で協議いたしました結果、本日で観光文化交流局関係の質疑を終了いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは以上で観光文化交流局関係の質疑を終了いたします。

これに伴い、昨日の委員会の冒頭で決定した審査日程を変更し、12月の6日月曜日は、観光文化交流局関係の総括質疑を行わず、観光文化交流局関係の所管事務調査のみ行うことといたしますので、よろしく願いをいたします。

本日の予定は以上であります。

明日は午前10時30分より経済局関係の統括質疑を行いますのでよろしく願い致します。

これにて本日の委員会を散会いたします。

ご苦勞様でございました。